

令和 3 年 第 5 回
土 浦 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1 開会の日時および場所

令和3年5月14日(月) 午後2時
農業委員会室

2 議事日程

報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第18号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第19号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第18号 農地法第3条の規定による権利の設定・移動の許可について
議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
議案第20号 農用地利用集積計画について

3 出席した委員

1 番	萩 島 一 郎	2 番	飯 塚 利 之	3 番	浅 野 均
4 番	埴 佳 樹	5 番	柴 沼 栄	6 番	菅 谷 幸 治
7 番	飯 島 栄	8 番	高 野 三 郎	9 番	川 村 剛 久
10 番	栗 原 敦 子	11 番	井 沢 清	12 番	高 橋 弘 一

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

事務局長 羽成 信明 局長補佐兼農地係長 坂本 直親 主任 中村 裕一
主 幹 圓城寺 陽一

6 総会の大要 午後2時50分閉会

議 長	<p>只今，出席委員は12名で総会は成立いたしました。</p> <p>よって，これより，令和3年第5回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に，議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は，会議規則第13条の規定により，5番 柴沼委員，6番 菅谷委員，以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また，「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき，農業委員会の委員は，自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については，その議事に参与することができませんので，事前に退席をお願いいたします。</p> <p>それでは，早速議事に入ります。</p> <p>報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第17号について議案書のとおり報告)
議 長	<p>只今の報告について質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第17号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第18号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第18号について議案書のとおり報告)
議 長	<p>只今の報告について質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第18号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第19号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第19号について議案書のとおり報告)

議 長	<p>只今の報告について質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、報告第19号については原案通り承認します。次に報告第20号「農地法第18条第6項の規定による農通知について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第20号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について、質問はございませんか。その他何かございますか。無いようなので、報告第20号については原案通り承認します。それでは議案に入ります。議案第18号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を上程いたします。10番 栗原委員から説明をお願いします。</p>
栗 原 委 員	<p>10番 栗原です。議案第18号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を説明いたします。去る5月10日、萩島委員、川村委員、私と事務局2名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田2筆2、752㎡、譲受事由は譲渡人の要望により、売買による所有権移転です。作付予定はレンコンです。譲渡事由は耕作できないため。高齢ということで心配でしたがお会いすると元気にハス作りをしていました。</p> <p>2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田2筆1、565㎡、譲受事由は農業経営規模拡大のため、作付予定はレンコンです。譲渡事由は耕作できないため、売買による所有権移転です。</p> <p>3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。現況畑4筆769㎡、譲受事由は農業経営規模拡大のため、作付予定はネギです。譲渡事由は耕作できないため、売買による所有権移転です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、栗原委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p>

高野委員	8番 高野です。1番, 2番, 3番の売買価格を教えてください。
事務局 議長	<p>1番は10aあたり90万, 2番は総額350万, 3番は10aあたり75万6千円となっております。</p> <p>その他, ご質問ございますか。</p> <p>無いようでしたら, 議案第18号については原案通り承認します。</p> <p>次に議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」を上程いたします。1番, 2番, 3番を1番萩島委員から説明をお願いします。</p>
萩島委員	<p>1番 萩島です。議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。去る5月10日, 栗原委員, 川村委員, 私と事務局2名で調査を行いました。</p> <p>1番譲受人, 譲渡人, 申請地は議案書記載通りです。畑1筆313㎡転用目的は申請地へ自己住宅を建築したく贈与による所有権移転です。農地区分は甲種農地です。</p> <p>2番譲受人, 譲渡人, 申請地は議案書通りです。畑2筆380㎡転用目的は申請地を駐車場として利用したく売買による所有権移転です。隣接地で事業を営んでいて従業員用の駐車場として利用したいとの事です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>3番譲受人, 譲渡人, 申請地は議案書通りです。畑2筆51㎡転用目的は申請地を会社への進入路として利用したいとのこと。売買による所有権移転です。</p> <p>現在位置指定道路を進入路として使用しているが, 位置指定道路の所有者が行方不明のため今後の進入路の確保のため今回申請したものです。農地区分は第2種農地です。</p> <p>以上, 調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが, 皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	次に9番川村委員より4番5番の説明をお願いします。
川村委員	<p>9番川村です。引き続き議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」の4番5番を説明いたします。去る5月10日, 栗原委員, 萩島委員, 私と事務局2名で調査を行いました。</p> <p>4番譲受人, 譲渡人, 申請地は議案書記載通りです。畑2筆1,026㎡転用目的は申請地へ太陽光発電設備を設置したいとのこと。賃借権の設定になります。農地区分は第2種農地になります。</p> <p>5番譲受人, 譲渡人, 申請地は議案書記載通りです。畑1筆315㎡転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいとのこと。農地区分は第2種農地にな</p>

	<p>ります。</p> <p>以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、萩島委員、川村委員の説明がありましたが、質問ございませんか。</p>
柴 沼 委 員	<p>5番柴沼です。4番の譲受人は、太陽光発電の実績はあるのでしょうか。</p>
事 務 所	<p>特に実績の分かる書類の提出は求めているのですが、経済産業省の認定書が添付されていますので、太陽光発電事業者として認定を受けた方となります。</p>
議 長	<p>その他、質問ございませんか。</p> <p>無いようでしたら、議案第19号については原案通り承認いたします。</p> <p>次に議案第20号「農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第20号「農用地利用集積計画について」を説明いたします。今月は新規設定が13件です。1番の耕作者は利用権設定が初めての方で事務局にて農地の使用状況と営農地確認に行ったところ、穴塚地内の農家住宅を拠点に営農しておりトラクター1台、管理機1台所有しており、障害者を雇用してつくば市古来市内にて甘藷とレンコンの栽培をしています。</p> <p>12番と13番は公益財団法人茨城県農林振興公社の中間管理事業の権利設定であります。</p> <p>詳細につきましては議案書記載の通りですのでご確認ください。</p>
議 長	<p>只今事務協から説明がございましたが、質問ございませんか。</p> <p>無いようでしたら議案第20号については原案通り承認いたします。</p> <p>以上で令和3年第5回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。</p>

令和3年5月14日

議 長

署名人

5 番

6 番